令和７年　　月　　日

Ｎｏ．５

【環境課分】

（あて先）白山市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　町内会長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　－　　　　－

令和８年度廃棄物集積所設置事業費補助金要望調査票

　次のとおり事業を予定していますので関係書類を添えて提出します。

１　集積所設置事業の要望内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目番号　※ | 実施箇所数 | 予 定 事 業 費 | 実 施 時 期 |
|  | 箇所 | 円 | 令和　　年　　月頃 |
|  | 箇所 | 円 | 令和　　年　　月頃 |
|  | 箇所 | 円 | 令和　　年　　月頃 |

　※項目番号は、下表（１～５）から選んで記入してください。

　※予定事業費は税込額で記入してください。

２　添付書類　　　　**①見積書**　　**②設置場所の位置図　　③設置場所の写真**

○　補助事業の概要

１　補助事業の内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１箇所当たり）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　目 | | 補　助　率 | 限 度 額 |
| １ | 可動型施設の新設 | ２分の１ | １０万円 |
| ２ | 固定型施設の新設 | ５０万円 |
| ３ | 収納施設の新設 | １５万円 |
| ４ | 既存施設の小規模修繕 | １５万円 |
| ５ | 水道設備の新設 | １５万円 |

２　補助対象期間　　　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

３　提出期限　　　　**令和７年１０月３日（金）**

○　問い合わせ先　市民生活部環境課（リサイクル推進係）　電話２７４－９５３８

○　提出先　市民生活部環境課、美川・鶴来支所総務課、各市民サービスセンター

　　※　２枚目もご覧ください。

**廃棄物集積所設置事業費補助金に関する注意点**

**○補助制度について**

１　必ず要望書を提出してください。

　　次年度に廃棄物集積所の設置や修繕等をお考えの町内会は、必ず要望書の提出をお願いします。

　　市では、各町内会からの要望額を元に予算額を算定しているため、要望調査票の提出をしていない場合は、原則、補助金の交付申請はできません。

　　また補助金の交付は、予算の範囲内で行います。

２　**補助金交付決定前に行われた事業は補助対象外です。**

補助金交付決定前に行われた事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。

この要望書は、次年度予算を算定する資料として提出いただくものであり、補助金の交

付申請書ではありません。

補助金の交付を受ける際には、次年度事業実施前に補助金交付申請手続きが必要となります。補助金交付申請書を提出後、補助金交付決定を行います。

　　日頃から廃棄物集積所の老朽化などの状態を点検していただき、計画的な事業の実施をお願いします。

**○場所の選定について**

　廃棄物集積所の新設・更新を検討する際は、場所の選定にご注意ください。

１　ごみ収集作業を安全に効率よく行えるよう、ご協力をお願いします。

　　収集車が通れないような行き止まりや、道幅の狭い場所には、集積所は設置できません。

２　**補助金交付申請の際に、土地の使用に関する許可書、契約書、同意書等の写しが必要**になります。道路上、水路上、公園敷地内などの市有地に設置する場合は、土木課、管財課、公園緑地課等の担当部署に、民有地の場合はそれぞれ所有者又は管理者にお問い合わせください。

**○その他**

１　過去にこの補助事業をもって新設や修繕等を行った施設で、処分制限期間を経過してい

ないときは補助金の交付申請ができない場合があります。

**（申請の流れ）**

|  |  |
| --- | --- |
| 町内会 | 市（環境課） |
| **【令和７年度】**   1. 要望調査票（本票）・見積書・位置図・写真を提出   （提出期限：令和７年１０月３日） | **【令和７年度】**   1. 調査票等を受理、内容を審査 |
| **【令和８年度】**   1. 補助金交付申請書を環境課へ提出   （令和８年４月以降に作成した最新の見書、設計書等を添付）  ⑥ 工事発注・物品購入  **（必ず、補助金交付決定通知書を受け取ってから実施してください。）**  ※補助事業の金額や日程の変更・中止等がある場合は市に相談してください。  ⑦ 工事完了後、補助事業実績報告書を環境課  へ提出（領収証、完成写真等を添付）  ⑧ 補助金請求書を提出  ※⑦と⑧の提出は同時で構いません。  ※請求書に日付の記入は不要です。 | **【令和８年度】**   1. 要望調査票を提出した町内会へ、補助金の申請書類を送付   （送付日：令和８年４月中旬）  ⑤ 申請書を受理し、補助金交付決定通知書を町内会長宛に送付  ⑨ 実績報告書を受理し、補助金交付確定通知書を町内会長宛に送付  ⑩ 請求書を受理後、補助金を交付 |